

報酬規程（20250624 評議員会改定）

（改定前までの名称「評議員及び役員の報酬ならびに費用に関する規程」）

（目的及び意義）

第1条 この規程は、公益財団法人マニー松谷医療奨学財団（以下「MM財団」という）の定款第15条及び第29条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬ならびに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3)費用とは、職務の遂行に伴い発生する経費（旅費交通費を除く）をいう。

（報 酬）

第3条 MM財団は、評議員及び役員（定款、設立時附則に定める「6（設立者）」の3名を除く。以下この規程において同じ。）に対し、別表のとおり報酬を支払うことができる。

- 2 この報酬を受ける評議員及び役員は、これを辞退することができる。
- 3 同一日に複数回の会議開催がある場合でも、1回分として報酬を支払う。

（旅費交通費）

第4条 MM財団は、評議員及び役員に対し、職務の執行に伴う旅費交通費の実費相当額を支払うものとする（前条の会議出席のための旅費交通費を除く）。

（費 用）

第5条 MM財団は、役員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

（改 廃）

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附 則

1. この規程は、2020年4月2日から施行する。
2. この規程の変更は、2020年8月11日から施行する。（公益認定による名称変更。）
3. この規程の変更は、2021 年 3 月 1 日から施行する。（2021 年 3 月 30 日評議員会決議。）
4. この規程の改定は、「第 3 条、2」を追加し、2024 年 3 月 19 日から施行する。（2024 年 3 月 19 日理事会決議。）
5. この規程の改定は、規程名の改定、第 1 条で略称を削除、評議員及び役員に対する報酬第 3 条の改定、第 4 条・第 5 条の一部文言及び「別表 評議員及び役員に対する報酬」を改定し、2025 年 6 月 24 日から施行する。（2025 年 6 月 24 日評議員会決議）

別表 評議員及び役員に対する報酬

No.	項目	報酬の算出方法
1	対面会議出席	会議出席 1 回あたり 35,000 円（源泉所得税控除後） ※交通費相当額 5,000 円（源泉所得税控除後）を含む。
2	対 面 会 議 に オンライン （web または電話）で出席	会議出席 1 回あたり 30,000 円（源泉所得税控除後）
3	オンライン（web または電話）会議出席	会議出席 1 回あたり 30,000 円（源泉所得税控除後）
4	やむを得ず No.1～3 の会議に欠席した場合において、開催前に書面で意見を述べたとき	会議 1 回あたり 10,000 円（源泉所得税控除後）
5	決議の省略の方法による評議員会決議または理事会決議	1 回あたり 15,000 円（源泉所得税控除後）
6	監事の会計監査	1 回あたり 50,000 円（源泉所得税控除後）
7	会議の議事録の別紙を含むページ数が 70 ページを超えた場合	1 回あたり 20,000 円（源泉所得税控除後）を加算
8	事前（会議前）に事務局との打ち合わせが 2 時間以上だった場合	当該役員・評議員（代表理事/評議員長を含む）に、当該会議 1 回あたり 20,000 円（源泉所得税控除後）を加算
9	上記の他、評議員及び役員が当財団の業務に従事した場合	業務に従事した時間×10,000 円（源泉所得税控除後） ※従事した時間については評議員及び役員が MM 財団へ申請する。

※上記の計算結果に 1,000 円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。